

八幡市中小企業者等 おうえん給付金の支給要件 緩和と申請期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げの減少など、深刻な影響を被っている市内の事業者を応援するための「八幡市中小企業者等おうえん給付金」について、12月1日(火)から申請期限の延長と支給要件の一部緩和を行います。

変更後の申請期限と支給要件は次のとおりです。
申請期限

令和3年1月31日(日)まで※当日消印有効。

緩和した支給要件

①売上減収5%以上

②他の給付金や支援金を受けていても申請可能

③令和2年8月11日現在で本市に住所もしくは事業所を有する個人事業主(法人は変更なし)

※詳細については、12月1日(火)以降に市ホームページまたは給付要領でご確認ください。

給付額 1事業者につき5万円

申請方法 給付金事務局まで申請書類を郵送

申請書・給付要領配布先

市ホームページからダウンロードまたは商工観光課、商工会で配布

〒600-8421京都市下京区綾小路烏丸西入童侍者町167 A Y A 四条烏丸ビル2F 株式会社J T B 京都中央支店内

八幡市中小企業者等おうえん給付金事務局(☎284-0149)

市職員を募集します

令和2年度(第2期)

令和2年度(第2期)八幡市職員採用試験を実施します。試験方法や提出書類など詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項および受験申込書は市役所人事課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターで配布します。
※市ホームページからもダウンロードできます。

1 試験職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職B (文化財保護業務)	1名	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれにも該当する人 ①学校教育法による4年制大学または大学院において、考古学または歴史学・文化財学など埋蔵文化財や記念物に関する学科の課程を卒業(修了)した人または令和3年3月31日までに卒業(修了)見込みの人 ②埋蔵文化財の発掘調査の実務経験を有する人
技師(土木)	若干名	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業した人または令和3年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	2名	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する方または令和2年度の国家試験で取得見込みの人

(注1)上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の各号に該当する人は受験できません。
(注2)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

- 2採用予定日
令和3年4月1日以降
- 3試験の日時および場所
日時 令和3年1月24日(日)午前9時10分～午後3時(予定)
場所 文化センター
- 4受付期間・場所
受付期間 11月30日(月)～12月21日(月)
受付場所 市役所2階人事課
※窓口の場合は、午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土、日、祝日は除く)
※郵送の場合は、当日消印有効。

問人事課(☎983-1792)



ISBN978-4-12345678-9

C0012 ¥1700E

ホンデリングプロジェクト にご協力ください

毎年、11月25日から12月1日までは犯罪被害者週間です。その週間に合わせて「ホンデリングプロジェクト強化週間」として、本庁舎2階エレベータ横に本の回収箱を設置しています。さらには、犯罪被害者パネル展も実施しておりますので、ご覧ください。

設置期間

12月4日(金)まで

対象となる書籍

ISBNコードがついた平成23年(2011年)以降に出版された本です。寄贈の際は、ご確認をお願いします。

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害による断水時に、市民の皆さまの生活用水を確保するため、個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録していただける人を募集しています。

登録要件

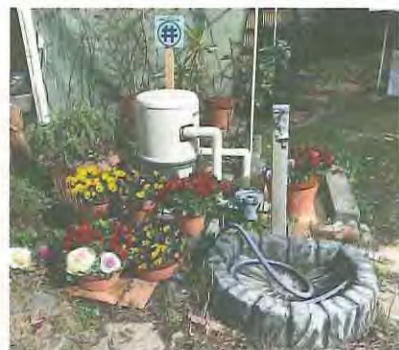
- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害などの断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること
- ④井戸枠などがあり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承していただけること

登録方法

所定の用紙(防災安全課に設置)市ホームページからもダウンロード可)を防災安全課に持参。

※必要な場合は、市が水質検査を実施します。

※登録井戸には標識をお渡ししますので、見える場所に設置してください。



問防災安全課(☎983-3200)



認知症高齢者等の早期発見・保護のために

GPS端末機を 利用してみませんか?

認知症高齢者等が行方不明になったとき、家族等がGPSをもとに現在位置を調べ、早期発見・保護につなげることを目的に、GPS端末機の貸与にかかる初期導入費および月額利用料12カ月分について助成します。

対象者

八幡市あんしんネットワーク事前登録者の親族等

※八幡市あんしんネットワークとは、警察署、協力事業所等の協力を得て、認知症高齢者等の早期発見・保護につなげるシステムです。

対象機器 ミマモルメGP

Sサービス(縦45.5mm×横38.5mm、幅11.85mm、重さ約30g)
費用 初期導入費6,490円、月額利用料759円
※すべて税込価格。



GPS端末機(原寸大)

問高齢介護課(☎983-5471)

届いていますか?八幡おうえん飲食券

令和2年8月11日現在で、本市に住所を有する世帯の世帯主宛てに5千円分の飲食券を10月からゆうパックにて配付しました。不在等でお届けできなかった飲食券は再配達を続けておりますが、宛先不明のものには商工観光課にて預かっておりますので、お問い合わせください。

合わせてください。
使用期限 令和3年2月28日(日)まで
※飲食券が使用できる店舗は、こちらのQRコードからご確認ください。
問商工観光課(☎983-20053)

住居確保給付金

離職等により住居を喪失またはその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を、貸主等に直接支給します。
▽対象者 離職・廃業から

2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人
※申請要件など詳しくはQRコードからアクセスし、確認してください。
問生活支援課(☎983-11388)